

審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項	第4条第1項
処 分 の 概 要	自動車の保管場所証明
原権者(委託先)	警察署長
法 令 の 定 め	自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条(保管場所の確保) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条(保管場所の要件)、第2条(保管場所の確保を証する書面等) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等)、第2条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	5日(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先	申請書は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	申請書を提出した警察署の担当窓口又は警察本部交通部交通企画課
備 考	